

令和6年度 第5回教育本部理事会

令和6年(2024年)7月11日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>537 公認スノーボードバッジテスト基準及び実施要領</p> <p>I プライズテスト</p> <p>1. 公認スノーボードバッジテスト規程第10条に基づき、プライズテスト基準及び実施要領について、必要な事項を定める。</p> <p>(1) <u>テストの種目については、次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>クラウンプライズテストの実技テスト種目</u></p> <p>○ミドルターン(総合斜面ナチュラル)</p> <p>○ショートターン(総合斜面ナチュラル)</p> <p>○フリーラン(総合斜面ナチュラル)</p> <p>② <u>テクニカルプライズテストの実技テスト種目</u></p> <p>○ミドルターン(総合斜面ナチュラル)</p> <p>○ショートターン(総合斜面ナチュラル)</p> <p>○フリーラン(総合斜面ナチュラル)</p> <p>(2) 会場の設定については、実施要項の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。</p> <p>(3) クラウン及びテクニカルプライズテストは、必要に応じて併合して実施することができる。</p> <p>(4) 13才未満及び高齢の受検者については、事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。</p> <p>(5) 採点基準については、次のとおりとする。</p> <p>① クラウンプライズテスト</p> <p>a <u>実技テストは、公認スノーボードA級検定員資格を有する主任検定員を含めた3名以上の検定員有資格者が実施し、その平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入する。</u></p> <p>b 実技1種目あたり100ポイントとし、3種目の評価の合計が240ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>② テクニカルプライズテスト</p> <p>a <u>実技テストは、公認スノーボードA級検定員資格を有する主任検定員を含めた3名以上の検定員有資格者が実施し、その平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入する。</u></p> <p>b 実技1種目あたり100ポイントとし、3種目の評価の合計が225ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>II 級別テスト</p> <p>2. 公認スノーボードバッジテスト規程第19条に基づき、公</p>	<p>537 公認スノーボードバッジテスト基準及び実施要領</p> <p>I プライズテスト</p> <p>1. 公認スノーボードバッジテスト規程第10条に基づき、プライズテスト基準及び実施要領について、必要な事項を定める。</p> <p>(1) <u>プライズテストは、実技テストとする。</u></p> <p>① <u>クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテスト</u></p> <p>a <u>実技テスト種目と使用する斜面</u></p> <p>○ミドルターン(総合斜面ナチュラル)</p> <p>○ショートターン(総合斜面ナチュラル)</p> <p>○フリーラン(総合斜面ナチュラル)</p> <p>b <u>評価方法</u></p> <p><u>検定員の評価の平均値(小数点第1位を四捨五入)を当該種目の取得ポイントとする。</u></p> <p>c <u>合否判定</u></p> <p><u>○クラウンプライズテスト</u></p> <p>実技1種目あたり100ポイントとし、3種目の<u>取得ポイント</u>の合計が240ポイント以上をもって合格とする。</p> <p><u>○テクニカルプライズテスト</u></p> <p>実技1種目あたり100ポイントとし、3種目の<u>取得ポイント</u>の合計が225ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>(2) 会場の設定については、実施要項の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。</p> <p>(3) クラウン及びテクニカルプライズテストは、必要に応じて併<u>催</u>することができる。</p> <p>(4) 13才未満及び高齢の受検者については、事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。</p> <p>II 級別テスト</p> <p>2. 公認スノーボードバッジテスト規程第19条に基づき、公</p>	<p>全般的にスキーと共通する部分はスキーに合わせた</p> <p>クラウンとテクニカルを一緒にした</p> <p>項目を立て、文言整理した</p> <p>a 種目と斜面</p> <p>b 評価方法</p> <p>c 合否判定</p> <p>d 以降はそのテストによる(5級まで同様)</p> <p>語句整理</p> <p>語句整理</p> <p>語句整理</p>

<p>認スキーボード級別テストの基準及び実施要領について、必要な事項を定める。</p> <p>(1) テストは、次のとおりとする。1級は実技テストとし、<u>公認スキーボードA級又はB級検定員資格を有する主任検定員を含めた2名以上の検定員有資格者が実施する。</u> <u>2級以下は講習内テストとし、検定員有資格者1名以上が実施する。</u></p> <p>① 1級テストの実技テスト種目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ミドルターン（中斜面）</li> <li>○ショートターン（中斜面）</li> <li>○フリーラン（中斜面）</li> </ul> <p><u>a 実技テストは、検定員2名以上の合計ポイントの平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。</u></p> <p><u>b 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が210ポイント以上をもって合格とする。</u></p> <p><u>c バッジテスト1級合格者で、本連盟に未登録の者は、当該年度の会員登録または暫定会員登録をしなければならない。</u></p> <p>② 2級テスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ミドルターン（緩中斜面）</li> <li>○ショートターン（緩中斜面）</li> <li>○フリーラン（緩中斜面）</li> </ul> <p><u>a 講習内テストとし、検定員が講習の中で技術課題を指導しながら行う。</u></p> <p><u>b 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が195ポイント以上をもって合格とする。</u></p> <p>③ 3級テスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ミドルターン（緩斜面）</li> <li>○スリップ to スリップ（緩斜面）</li> <li>○フリーラン（緩斜面）</li> </ul> <p><u>a 講習内テストとし、検定員が講習の中で技術課題を指導しながら行う。</u></p> <p><u>b 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が180ポイント以上をもって合格とする。</u></p> <p>④ 4級テスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ストレートランニング～ストップ（ごく緩い斜面）</li> <li>○フリーラン（緩斜面）</li> </ul> <p><u>a 講習内テストとし、検定員が講習の中で技術課題を指導しながら行う。</u></p> <p><u>b 実技種目1種目100ポイントとし、2種目の評価の合計が110ポイント以上をもって合格とする。</u></p> <p>⑤ 5級テスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○サイドスリップ（緩斜面）</li> <li>○フリーラン（緩斜面）</li> </ul>	<p>認スキーボード級別テストの基準及び実施要領について、必要な事項を定める。</p> <p>(1) テストは、次のとおりとする。1級は実技テストとし、<u>2級以下は講習内テストとする。</u></p> <p>① 1級テスト</p> <p><u>a 実技テスト種目と使用する斜面</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ミドルターン（中斜面）</li> <li>○ショートターン（中斜面）</li> <li>○フリーラン（中斜面）</li> </ul> <p><u>b 評価方法</u> 検定員の<u>評価の平均値（小数点第1位を四捨五入）</u>を当該種目の取得ポイントとする。</p> <p><u>c 合否判定</u> 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が210ポイント以上をもって合格とする。</p> <p><u>d 会員登録</u> <u>級別</u>テスト1級合格者で、本連盟に未登録の者は、当該年度の会員登録または暫定会員登録をしなければならない。</p> <p><u>e 留意事項</u> <u>事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に十分配慮しなければならない。</u></p> <p>② 2級テスト</p> <p><u>a 講習内テスト種目と使用する斜面</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ミドルターン（緩中斜面）</li> <li>○ショートターン（緩中斜面）</li> <li>○フリーラン（緩中斜面）</li> </ul> <p><u>b 評価方法</u> <u>検定員が講習の中で技術課題を指導し、その運動課題の到達度を評価する。</u></p> <p><u>c 合否判定</u> 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が195ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>③ 3級テスト</p> <p><u>a 講習内テスト種目と使用する斜面</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ミドルターン（緩斜面）</li> <li>○スリップ to スリップ（緩斜面）</li> <li>○フリーラン（緩斜面）</li> </ul> <p><u>b 評価方法</u> <u>検定員が講習の中で技術課題を指導し、その運動課題の到達度を評価する。</u></p> <p><u>c 合否判定</u> 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が180ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>④ 4級テスト</p> <p><u>a 講習内テスト種目と使用する斜面</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ストレートランニング～ストップ（ごく緩い斜面）</li> <li>○フリーラン（緩斜面）</li> </ul> <p><u>b 評価方法</u> <u>検定員が講習の中で技術課題を指導し、その運動課題の到達度を評価する。</u></p> <p><u>c 合否判定</u> 実技種目1種目100ポイントとし、2種目の評価の合計が110ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>⑤ 5級テスト</p> <p><u>a 講習内テスト種目と使用する斜面</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○サイドスリップ（緩斜面）</li> </ul>	<p>語句整理</p>
---	--	-------------

<p>a <u>講習内テストとし、検定員が講習の中で技術課題を指導しながら行う。</u></p> <p>b 実技種目1種目100ポイントとし、2種目の評価の合計が100ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>(2) 会場の設定については、<del>実施要項の斜面設定を目安に、</del>コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。</p> <p>(3) 13才未満及び高齢の受検者については、事前講習、実技テスト及び講習内テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。</p> <p>3 . この基準の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年6月7日 制定          平成12年9月20日 改正          平成18年11月1日 改正          平成23年9月20日 改正          平成25年7月9日 改正          平成26年4月15日 改正          平成29年7月15日 改正          平成29年8月22日 改正          令和3年9月27日 改正          令和5年4月20日 改正</p>	<p>○ フリーラン（緩斜面）</p> <p><u>b 評価方法</u>  <u>検定員が講習の中で技術課題を指導し、その運動課題の到達度を評価する。</u></p> <p><u>c 合否判定</u>          実技種目1種目100ポイントとし、2種目の評価の合計が100ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>(2) 会場の設定  <u>実技テスト及び講習内テストを実施する団体は、</u>実施要項の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。</p> <p>(3) 13才未満及び高齢の受検者については、事前講習、実技テスト及び講習内テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。</p> <p>3 . この基準の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年6月7日 制定          平成12年9月20日 改正          平成18年11月1日 改正          平成23年9月20日 改正          平成25年7月9日 改正          平成26年4月15日 改正          平成29年7月15日 改正          平成29年8月22日 改正          令和3年9月27日 改正          令和5年4月20日 改正  <u>令和6年7月11日 改正</u></p>	<p>文言整理</p>
---	--	-------------